

入札説明書

業 務 名

浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）

令和4年9月

新潟市水道局経理課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）、新潟市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成19年新潟市水道局管理規程第4号。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、新潟市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

（1）業務名

浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）

（2）数量および仕様

阿賀野川浄水場 予定数量900トン

満願寺浄水場 予定数量600トン

仕様は、別紙仕様書のとおり

（3）履行場所

新潟市江南区阿賀野川浄水場、秋葉区満願寺浄水場 構内

（4）契約期間

契約の日から令和5年3月31日まで

（5）入札方法

総価により入札に付する。入札は、運搬費および処分費の見積単価に各浄水場の予定数量を乗じた額（1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。）の合計額により行うものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格の要件

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は企業グループとし、次のすべての資格要件を満たすものとする。

（1）単独企業及び企業グループの構成員共通の資格要件

ア. 新潟市水道局の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿（業務委託）に記載されている者。

イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する「参加させることができない者」又は「参加させることができる者」のいずれにも該当しないこと。

- ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの更生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。
- エ. 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- オ. 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表 2 の 9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- カ. 本入札に参加する他の単独企業又は企業グループの構成員に該当しない者であること。
- キ. 本業務の実施にあたり、仕様書に定める要件にて実施できる者であること。

（2）単独企業の資格要件

- ア. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき産業廃棄物（品目：汚泥）の収集運搬業務及び処分業務について必要な許可を取得している者であること。
- イ. 処理施設を自己保有している者であること。

（3）企業グループの資格要件

- ア. 企業グループの運営形態は、収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し業務を遂行する方式であること。
- イ. 企業グループの構成員は、廃掃法第 14 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物（品目：汚泥）の収集運搬業務及び処分業務について、各構成員が担う業務に係る必要な許可を取得している者であること。
- ウ. 企業グループの構成員のうち処分業務を担う者は 1 者とし、処理施設を自己保有する者であること。
- エ. 企業グループの構成員のうち処分業務を担う者を代表者とし、代表者は他の構成員から、落札者決定までの手続について委任を受け、全ての責任を負うこと。また、入札説明書 5 の「一般競争入札参加申請」の手続きにおいて、委任を受けたことを証するため、代表者委任状（様式第 4 号）を提出すること。
- オ. 入札説明書 5 の「一般競争入札参加申請等」の手続きにおいて、浄水発生汚泥収集運搬・処分業務入札参加申請書（様式第 1-2 号）の提出をもってグループの構成員を明らかにし、提出後はグループの構成員の変更を行わないこと。

（4）参加資格の喪失

単独企業又は企業グループの構成員が、入札説明書 5 の一般競争入札参加手続の受付締切日から落札者の決定までの間に 2（1）から（3）に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

3. 問い合わせ先

郵便番号 9 5 1 - 8 5 6 0

新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3

新潟市水道局総務部経理課契約係

E-mail : keiri.ws@city.niigata.lg.jp

電話 : 0 2 5 - 2 3 2 - 7 3 2 2 (直通)

F A X : 0 2 5 - 2 3 1 - 3 1 0 0

4. 現地確認の要領

- (1) 現地確認を希望する者は、現地確認申込書(様式第6号)を令和4年9月9日(金)午後5時までに、下記(4)へ電話で連絡の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

電話の連絡およびFAXでの提出は、上記期限までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

現地確認期間は、令和4年9月12日(月)から令和4年9月14日(水)までとし、希望日が重複した場合は調整する。結果の通知は現地確認申込書の結果通知欄に記載しFAXで通知する。

なお、現地確認ができる時間は、いずれの日も午前は概ね9時～11時30分、午後は概ね1時30分～4時の範囲で申込者別に、また施設毎に、別途水道局が指定する時間とする。

- (2) 現地確認に際して、汚泥のサンプル採取を希望する場合は、各施設構内で保管する汚泥のうち、水道局が指示する場所からサンプルを採取することができる。サンプル採取に要する用具や資材は希望者自らが準備するとともに、採取した汚泥は責任をもって処理しなければならない。
- (3) 現地確認の際は、結果通知の際にFAX送信された現地確認申込書を持参すること。
- (4) 現地確認申込書の提出先および電話連絡先

郵便番号 9 5 1 - 8 5 6 0

新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3

新潟市水道局技術部浄水課施設係

E-mail : josui.ws@city.niigata.lg.jp

電話 : 0 2 5 - 2 3 2 - 7 2 6 8 (直通)

F A X : 0 2 5 - 2 3 4 - 1 3 2 4

5. 一般競争入札参加申請等

- (1) 入札参加希望者は、下記5(2)に掲げる書類を、令和4年9月5日(月)午前9時から令和4年9月20日(火)午後5時までに上記3の場所に持参又は郵送により正本1部およびその写し1部の一式を揃えて提出すること。持参の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午

後1時までを除く。)の間に提出すること。郵送の場合は、書留又は配達記録郵便にて提出期間内必着で提出すること。

(2) 入札参加希望者は、一般競争入札参加申請時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、エは該当する場合に提出すること。

ア. 浄水発生汚泥収集運搬・処分業務入札参加申請書(様式第1-1、1-2号)

イ. 秘密保持誓約書(様式第2号)

ウ. 企業概要(様式第3号)

エ. 代表者委任状(様式第4号)

オ. 収集の許可証の写し

カ. 処分の許可証の写し

(3) 入札参加申請に関する質問は、入札に参加する意思のある者が以下のとおり行うものとする。

ア. 「入札参加申請に関する質疑書」(様式第9-1号)を電子メール又はFAXにより提出するものとする。

イ. 提出期限は、令和4年9月14日(水)午後5時までとする。

ウ. 提出は、上記3へ連絡の上、電子メールまたはFAXで提出する。

エ. 質疑書の提出があった場合は、令和4年9月16日(金)までに電子メール又はFAXで適宜回答書を送付する。

(4) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を令和4年9月26日(月)までに発送する。

(5) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、「入札参加辞退届」(様式第5号)を、書面にて上記3へ持参又は郵送のいずれかの方法により、速やかに提出すること。郵送で提出する場合は、電話での連絡も行うこと。

6. 入札保証金

規程第10条第2号により、入札保証金は免除する。

7. 入札および開札

(1) 入札・開札日時および場所

ア. 日時 令和4年10月5日(水)午前10時00分

イ. 場所 上記3の同住所 新潟市水道局本局1階 入札室

(2) 郵送による入札書等の受領期間等

ア. 書留郵便等の配達の記録が残る郵便に限る。

イ. 受領期間 令和4年9月26日(月)から令和4年10月4日(火)午後5時までに必着とする。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)および規程を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について質疑がある場合は、「仕様に関する質疑書」(様式第9-2号)を令和4年9月5日(月)から令和4年9月20日(火)午後5時

までに上記3へ電話で連絡の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

回答は、令和4年9月26日(月)までに電子メール又はFAXで適宜回答書を送付したうえ、ホームページにも掲載する。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(様式第7号)を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した「入札書」(様式第8-1、8-2号)を提出しなければならない。

ア. 入札参加者の住所、会社(商店)名、入札者氏名および押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)

イ. 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)および押印

ウ. 入札金額

エ. 件名

オ. 場所

カ. 各費用の内訳区分

キ. 各費用の数量

ク. 各費用の単価

ケ. 各費用の内訳金額(内訳金額の合計は、入札金額となること)

- (10) 入札書等および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

- (11) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便(書留郵便に限る。)により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (14) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (15) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (16) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、7（1）の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。

再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記8の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

- (18) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

8. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名、その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人およびその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記（4）、（5）に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

9. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

10. 契約の停止等

- (1) 本契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者において、汚泥処分に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本業務の履行が不可能になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89条）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。

また、その協定が締結できなかつた場合は、本契約を無条件で解除する。
- (3) 排出者である新潟市水道局において、汚泥処分に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の履行が不可能になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかつた場合は、本契約を無条件で解除する。

11. 契約の締結

契約の締結は、収集運搬費、処分費共に1トンあたりの単価契約で行う。企業グループの場合は、全ての構成員と契約を締結する。収集運搬費の契約単価は、同じ浄水場を担う構成員であれば、同一の金額とし、同じ浄水場で異なる単価の契約は締結しない。

12. 契約保証金

(1) 単独企業の場合

入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じた金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とし現金もしくは銀行が振り出し、もしくは支払保証した小切手又は無記名の国債もしくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(2) 処分業を担う者と収集運搬業を担う者で構成される企業グループの場合

ア. 処分業を担う者の契約保証金については、契約予定金額（見積内訳書の「処分」に記載の見積単価と予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額をい

う。)の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額とする。

イ. 収集運搬業を担う者各者の契約保証金については、契約予定金額(自らが担う浄水場の見積単価に搬出する予定数量を乗じた金額に、さらに100分の110を乗じて得た金額をいう。)に100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額とする。

ウ. 上記ア、イいずれの場合も現金もしくは銀行が振り出し、もしくは支払保証した小切手又は無記名の国債、もしくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

エ. 各者が担う運搬数量については、落札者決定後、別途処分業者あてに照会する。

13. 契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。

(2) 契約書および契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

14. 支払いの条件

本契約に係る代金は、当局の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

15. 契約条項

別添「契約書(案)」による。

16. その他

(1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。

(2) 入札書の到着確認、入札参加者数および入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

委託契約書

排出事業者の新潟市水道局（以下「甲」という。）と、収集運搬・処分業者の（以下「乙」という。）は、甲の事業場である阿賀野川浄水場ほか1か所（以下「事業場」という。）から排出される浄水発生汚泥（以下「廃棄物」という。）の収集運搬・処分に関して、次のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- | | | |
|---------|--|-------------|
| 1 業務名 | 浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）《単価契約》 | |
| 2 業務内容 | 別紙「浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり | |
| 3 履行場所 | 別紙のとおり | |
| 4 履行期間 | 契約の日から | 令和5年3月31日まで |
| 5 契約単価 | 別紙とおり | |
| | ほか消費税及び地方消費税の額 | 別紙のとおり |
| 6 契約保証金 | | |
| 7 契約条項 | 別紙のとおり | |
| 8 その他 | なし | |

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 月 日

甲 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局
新潟市水道事業管理者
水道局長 佐藤 隆司 ㊞

乙

別紙

1 甲の事業場の所在地は、以下のとおりである。

(1)	新潟市水道局 阿賀野川浄水場	新潟市江南区横越上町1丁目1番1号
(2)	新潟市水道局 満願寺浄水場	新潟市秋葉区満願寺474番地

2 甲から乙に委託された収集運搬にかかる産業廃棄物の種類、数量及び契約単価等は、以下のとおりとする。

(1)

種 類	汚泥（産業廃棄物）
荷 姿	1 m ³ フレコンバック
該 当 事 業 場	新潟市水道局 阿賀野川浄水場
数 量（予 定）	総量 約 900 t
単 価	円/ t（税抜） （ほか消費税及び地方消費税の額 金 円/t）

(2)

種 類	汚泥（産業廃棄物）
荷 姿	バラ
該 当 事 業 場	新潟市水道局 満願寺浄水場
数 量（予 定）	総量 約 600 t
単 価	円/ t（税抜） （ほか消費税及び地方消費税の額 金 円/t）

3 甲から乙に委託された処分にかかる産業廃棄物の種類、数量及び契約単価等は、以下のとおりとする。

種 類	汚泥（産業廃棄物）
該 当 事 業 場	新潟市水道局指定場所
数 量（予 定）	総量 約 1,500 t
単 価	円/ t（税抜） （ほか消費税及び地方消費税の額 金 円/t）

業務委託契約条項（収集運搬・処分）

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約単価に予定数量を乗じた額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「執行予定額」という。）の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第33条第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
 - 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先にこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(委託内容)

第6条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

1 収集運搬にかかる事業範囲

(1)

氏名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

(2)

氏名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

2 処分にかかる事業範囲

氏名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

3 甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分は、以下のとおりである。

最終処分先の番号	
最終処分先の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

- 4 乙は、甲から委託された廃棄物を、指定する事業場での積み込みから、処理施設への運搬において、積み替えを行わない。
- 5 乙は、処理施設において、廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ確実に処分できる範囲で行う。

(情報等の提供)

第6条の2 甲は、廃棄物の適正な収集運搬のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、本契約の委託期間中、適正な業務実施及び事故防止並びに委託費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務実施に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、廃棄物の発生工程又は保管状況等の変更による性状等の変更の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。
- 3 甲は、委託する廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の収集運搬を一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
- 5 甲は、次の廃棄物について、本業務の委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類	汚泥
提示する期間または回数	1回/年

- 6 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(業務の責任)

第7条 乙は、甲から委託された廃棄物を、契約書別紙に掲げる甲の事業場での積み込み開始から、処分

業務の完了まで、法令に基づき適正に収集運搬及び処分をしなければならない。

(収集運搬量の制限等)

第8条 乙は、甲から委託された廃棄物の適正収集運搬が困難となる事由が生じたときは、甲の了解を得て、廃棄物の収集運搬及び本業務を一時停止することができる。その場合、ただちに甲に該当事由の内容及び甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間、新たな収集運搬の委託は行わないこととする。

2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で適切な措置を講ずるものとする。

(受入量の制限等)

第8条の2 乙は、甲から委託された廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、甲の了解を得て、廃棄物の受入及び本業務を一時停止することができる。その場合、ただちに甲に該当事由の内容及び甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で適切な措置を講ずるものとする。

(履行の監督)

第9条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第10条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第12条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第17条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、検査に合格したときは書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
- 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとしなければならないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

- 第15条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第16条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき執行予定額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を執行予定額から控除した額を執行予定額として計算した額とする。
 - 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に執行予定額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

- 第17条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。
- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
 - 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
 - 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
 - 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

- 第18条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約単価、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨を乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

- 第20条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
- ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力

力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であつて、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他の行為による解除等)

第21条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第22条 乙は、甲が第19条第1項若しくは第2項又は第21条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、執行予定額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第23条 乙は、この契約に関して第21条第1項のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び

甲が契約を解除するか否かにかかわらず、執行予定額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第21条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 第21条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第25条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 第13条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第14条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第26条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第27条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2） 仕様書（収集運搬）

（目的）

第1条 本仕様書は、新潟市水道局（以下、「甲」という。）が発注する浄水発生汚泥収集運搬・処分業務のうちの収集運搬業務（以下、「業務」という。）に適用するものであり、甲及び受託者（以下、「乙」という。）が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第2条 乙は、甲が第3条に掲げる各浄水場等において保管する産業廃棄物（浄水発生汚泥〔天日乾燥汚泥〕。以下、「汚泥」という。）を、乙の運搬車両に積込み、乙が構成員である企業グループにおいて処分業務を行う一者（以下、「企業グループ内処分業者」という。）の産業廃棄物処理施設（以下、「処理施設」という。）まで適正かつ遅滞なく運搬する。

2 乙は、第1項の実施にあたり必要とされる協議、事務手続等を実施しなければならない。

3 乙は、事務手続等の一環として、甲が交付した電子マニフェスト（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営）の登録等について、適切に管理し実施するものとする。

（履行場所）

第3条 履行場所は、以下の各号に掲げる甲の施設構内及び第2条第1項の処理施設とする。

- (1) 阿賀野川浄水場 新潟市江南区横越上町1丁目1番1号
- (2) 満願寺浄水場 新潟市秋葉区満願寺474番地

（履行期間）

第4条 履行期間は、契約の日から令和5年3月31日までとする。

（受渡場所）

第5条 汚泥の受渡場所は、第3条各号の施設構内のケーキヤード他（以下、「受渡場所」という。）とする。

（汚泥の性状及び予定量等）

第6条 甲が受け渡す汚泥の性状及び予定量は次に示すとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類 : 汚泥
- (2) 含水率 : 概ね60%
- (3) 放射性物質濃度 : 100Bq/kg以下とする（証明書添付）
- (4) 荷姿 : 阿賀野川浄水場 1m³フレコンバッグ

	満願寺浄水場	バラ
(5) 委託期間の処分予定数量：	阿賀野川浄水場	900トン
	満願寺浄水場	600トン

- 2 処分予定数量は、委託期間内において発生する予定量であり、委託期間当初から保管されているものではない。また浄水場の稼働状況の他、河川流況又は気象条件等により増減することがあり、数量を保証するものではない。

(産業廃棄物の搬出日及び搬出時間)

- 第7条 原則として、土曜日、日曜日、祝日、令和4年12月28日から令和5年1月3日(年末年始)を除くものとし、搬出時間の詳細については、甲乙協議のうえ決定する。
- 2 企業グループ内処分業者は、各構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう、常に調整を行うこととする。乙は、当該工程管理に協力しなければならない。
- 3 契約期間における各月の搬出予定日、各搬出日の運搬車両台数等については、契約後、甲と企業グループ内処分業者が協議のうえ決定することとし、各月毎に、企業グループ内処分業者が当該決定事項を反映した搬出計画表を作成し、甲に提出するものとする。
- 4 搬出時間等の変更が必要な場合にあつては、甲の指示によるものとする。

(積込)

- 第8条 乙は、積込みに使用する車両及びオペレーターを用意することとする。ただし、甲は、阿賀野川浄水場では甲が所有するフォークリフト、満願寺浄水場では甲が所有するホイールローダーを乙に貸与することができる。なお、貸与を受ける場合にあつても、乙はオペレーターを用意しなければならない。
- 2 乙は積込みに先立って、法に定めるところの免許を取得している資格者を甲に届け出し、その者に車両を運転、使用させなければならない。
- 3 乙は車両の運転、使用については安全に十分留意する他、塵埃等が付近住民へ及ぼす影響に配慮しなければならない。
- 4 万一の事故に際しては、甲が加入する自動車賠償責任保険及び全国市有物件災害共済が填補する範囲外の損害は、乙の責に帰すべきものとして負担しなければならない。

(運搬)

- 第9条 乙が汚泥の運搬に使用する車両は、原則10t積載車とする。
- 2 乙は、業務実施にあたり運搬経路図を提出するものとする。
- 3 乙は、収集運搬にあたり、受渡場所から処理施設まで直行するものとし、途中の積替え等は認めない。
- 4 乙は、受渡場所内の運転にあたっては徐行運転とし、関係者以外の立ち入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

- 5 乙は、汚泥及び汚泥からの余水の、流出又は飛散防止、汚泥への雨水の侵入、並びに臭気の拡散抑制のため、万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。なお、万一の事故等により、汚泥及び汚泥からの余水の、流出、脱落又は飛散があった場合は、乙が全ての責任を負い処理するものとする。
- 6 甲は、乙が行う収集運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。このとき、乙はこれに従わなければならない。

(数量及び業務履行の確認)

- 第10条 数量の確認は、処理施設のトラックスケール（計量検定済、最小目盛り 10kg）を用いて行うものとし、乙は、その計量結果を電子マニフェストに登録しなければならない。
- 2 乙は、甲から委託されたそれぞれの収集運搬業務を実施した後、直ちに業務報告書（収集運搬毎）を作成し甲に提出しなければならない。ただし、業務報告書（収集運搬毎）は電子マニフェストの収集運搬終了報告で代えることができる。
 - 3 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務を実施した後、業務の成果に関する報告書として業務完了報告書（実施月毎）を速やかに甲に提出しなければならない。
 - 4 業務の履行確認は、前項の業務完了報告書等及び電子マニフェスト（収集運搬終了報告）に基づき行うものとする。

(履行場所の現場確認等)

- 第11条 乙は、業務を開始するまでに、履行場所の現場注意事項、搬出手順等の確認のための事務内容について、事前に甲と協議を行うものとする。

(調査等)

- 第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況について随時調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(その他)

- 第13条 本業務に必要な用具は、乙が準備するものとする。
- 2 乙は、本業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時有資格者を従事させなければならない。
 - 3 乙は、収集運搬にあたり、その経路にあたる自治体等から事前協議や協定等に基づく安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。
 - 4 乙は、収集運搬にあたり、概ね6カ月間で15日以上従事する者については、水道法第21条に基づいた健康診断（保菌検査）を行い、検査成績書を作業開始前までに提出すること。その検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ属菌、腸管出血

性大腸菌0-157とする。また、健康診断の検査結果の有効期間は概ね6カ月とし、6カ月ごとに該当する従事者の検査結果を提出すること。

- 5 本業務は水道施設における作業であることから、乙は、従事者に対し衛生教育を徹底することとし、業務に際しては名札等身分を証明できるものを必ず着用すること。
- 6 乙は、業務の実施過程で重大な支障を発見した場合、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに甲に報告し速やかに対応すること。
- 7 乙は、業務においてその他必要な事項が生じた場合には、甲と協議の上決定すること。

委託契約書

排出事業者の新潟市水道局（以下「甲」という。）と、収集運搬の

（以下「乙」という。）は、甲の事業場である阿賀野川浄水場ほか1か所（以下「事業場」という。）から排出される浄水発生汚泥（以下「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- | | | |
|---------|--|-------------|
| 1 業務名 | 浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）《単価契約》 | |
| 2 業務内容 | 別紙「浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）仕様書（収集運搬）」（以下「仕様書」という。）のとおり | |
| 3 履行場所 | 別紙のとおり | |
| 4 履行期間 | 契約の日から | 令和5年3月31日まで |
| 5 契約単価 | 別紙とおり | |
| | ほか消費税及び地方消費税の額 | 別紙のとおり |
| 6 契約保証金 | | |
| 7 契約条項 | 別紙のとおり | |
| 8 その他 | なし | |

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 月 日

甲 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局
新潟市水道事業管理者
水道局長 佐藤 隆司 ㊞

乙

別紙

1 甲の事業場の所在地は、以下のとおりである。

(1)	新潟市水道局 阿賀野川浄水場	新潟市江南区横越上町1丁目1番1号
(2)	新潟市水道局 満願寺浄水場	新潟市秋葉区満願寺474番地

2 甲から乙に委託された収集運搬にかかる産業廃棄物の種類、数量及び契約単価等は、以下のとおりとする。

(1)

種 類	汚泥（産業廃棄物）
荷 姿	1 m ³ フレコンバック
該 当 事 業 場	新潟市水道局 阿賀野川浄水場
数 量（予 定）	総量 約 900 t
単 価	円/ t（税抜） （ほか消費税及び地方消費税の額 金 円/t）

(2)

種 類	汚泥（産業廃棄物）
荷 姿	バラ
該 当 事 業 場	新潟市水道局 満願寺浄水場
数 量（予 定）	総量 約 600 t
単 価	円/ t（税抜） （ほか消費税及び地方消費税の額 金 円/t）

業務委託契約条項（収集運搬）

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約単価に予定数量を乗じた額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「執行予定額」という。）の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第33条第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
 - 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先にこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(委託内容)

第6条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

1 収集運搬にかかる事業範囲

(1)

氏名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

(2)

氏名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

2 処理施設の場所、方法及び処理能力等は、以下のとおりである。

処理施設の名称		
所在地		
処分の方法		
施設の処理能力		

3 甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分は、以下のとおりである。

最終処分先の番号		
最終処分先の名称		
所在地		
処分の方法		
施設の処理能力		

4 乙は、甲から委託された廃棄物を、指定する事業場での積み込みから、指定する処理施設への運搬において、積み替えを行わない。

(情報等の提供)

第6条の2 甲は、廃棄物の適正な収集運搬のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) その他取扱いの注意事項

2 甲は、本契約の委託期間中、適正な業務実施及び事故防止並びに委託費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務実施に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、廃棄物の発生工程又は保管状況等の変更による性状等の変更の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。

3 甲は、委託する廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す。

4 甲は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の収集運搬を一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

5 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(業務の責任)

第7条 乙は、甲から委託された廃棄物を、契約書別紙に掲げる甲の事業場での積み込み開始から、第6条第2項の処理施設における荷下し作業完了まで、法令に基づき適正に収集運搬しなければならない。

(収集運搬量の制限等)

第8条 乙は、甲から委託された廃棄物の適正収集運搬が困難となる事由が生じたときは、甲の了解を得て、廃棄物の収集運搬及び本業務を一時停止することができる。その場合、ただちに甲に該当事由の内容及び甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間、新たな収集運搬の委託は行わないものとする。

2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で適切な措置を講ずるものとする。

(履行の監督)

第9条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指

示をすることができる。

(一般的損害)

第10条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第12条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日(その翌日が休日であるときは順延した日)を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第17条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、検査に合格したときは書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受領した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとしなければならないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第15条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第16条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき執行予定額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を執行予定額から控除した額を執行予定額として計算した額とする。
 - 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に執行予定額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

- 第17条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。
- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
 - 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
 - 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
 - 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

- 第18条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約単価、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨を乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第20条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
 - 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するもの

とする。

- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他の行為による解除等)

第21条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第22条 乙は、甲が第19条第1項若しくは第2項又は第21条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、執行予定額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第23条 乙は、この契約に関して第21条第1項のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、執行予定額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第21条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 第21条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中

止することができる。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第25条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 第13条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第14条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第26条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第27条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2） 仕様書（収集運搬）

（目的）

第1条 本仕様書は、新潟市水道局（以下、「甲」という。）が発注する浄水発生汚泥収集運搬・処分業務のうちの収集運搬業務（以下、「業務」という。）に適用するものであり、甲及び受託者（以下、「乙」という。）が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第2条 乙は、甲が第3条に掲げる各浄水場等において保管する産業廃棄物（浄水発生汚泥〔天日乾燥汚泥〕。以下、「汚泥」という。）を、乙の運搬車両に積込み、乙が構成員である企業グループにおいて処分業務を行う一者（以下、「企業グループ内処分業者」という。）の産業廃棄物処理施設（以下、「処理施設」という。）まで適正かつ遅滞なく運搬する。

2 乙は、第1項の実施にあたり必要とされる協議、事務手続等を実施しなければならない。

3 乙は、事務手続等の一環として、甲が交付した電子マニフェスト（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営）の登録等について、適切に管理し実施するものとする。

（履行場所）

第3条 履行場所は、以下の各号に掲げる甲の施設構内及び第2条第1項の処理施設とする。

- (1) 阿賀野川浄水場 新潟市江南区横越上町1丁目1番1号
- (2) 満願寺浄水場 新潟市秋葉区満願寺474番地

（履行期間）

第4条 履行期間は、契約の日から令和5年3月31日までとする。

（受渡場所）

第5条 汚泥の受渡場所は、第3条各号の施設構内のケーキヤード他（以下、「受渡場所」という。）とする。

（汚泥の性状及び予定量等）

第6条 甲が受け渡す汚泥の性状及び予定量は次に示すとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類 : 汚泥
- (2) 含水率 : 概ね60%
- (3) 放射性物質濃度 : 100Bq/kg以下とする（証明書添付）
- (4) 荷姿 : 阿賀野川浄水場 1m³フレコンバッグ

	満願寺浄水場	バラ
(5) 委託期間の処分予定数量：	阿賀野川浄水場	900トン
	満願寺浄水場	600トン

- 2 処分予定数量は、委託期間内において発生する予定量であり、委託期間当初から保管されているものではない。また浄水場の稼働状況の他、河川流況又は気象条件等により増減することがあり、数量を保証するものではない。

(産業廃棄物の搬出日及び搬出時間)

- 第7条 原則として、土曜日、日曜日、祝日、令和4年12月28日から令和5年1月3日(年末年始)を除くものとし、搬出時間の詳細については、甲乙協議のうえ決定する。
- 2 企業グループ内処分業者は、各構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう、常に調整を行うこととする。乙は、当該工程管理に協力しなければならない。
- 3 契約期間における各月の搬出予定日、各搬出日の運搬車両台数等については、契約後、甲と企業グループ内処分業者が協議のうえ決定することとし、各月毎に、企業グループ内処分業者が当該決定事項を反映した搬出計画表を作成し、甲に提出するものとする。
- 4 搬出時間等の変更が必要な場合にあつては、甲の指示によるものとする。

(積込)

- 第8条 乙は、積込みに使用する車両及びオペレーターを用意することとする。ただし、甲は、阿賀野川浄水場では甲が所有するフォークリフト、満願寺浄水場では甲が所有するホイールローダーを乙に貸与することができる。なお、貸与を受ける場合にあつても、乙はオペレーターを用意しなければならない。
- 2 乙は積込みに先立って、法に定めるところの免許を取得している資格者を甲に届け出し、その者に車両を運転、使用させなければならない。
- 3 乙は車両の運転、使用については安全に十分留意する他、塵埃等が付近住民へ及ぼす影響に配慮しなければならない。
- 4 万一の事故に際しては、甲が加入する自動車賠償責任保険及び全国市有物件災害共済が填補する範囲外の損害は、乙の責に帰すべきものとして負担しなければならない。

(運搬)

- 第9条 乙が汚泥の運搬に使用する車両は、原則10t積載車とする。
- 2 乙は、業務実施にあたり運搬経路図を提出するものとする。
- 3 乙は、収集運搬にあたり、受渡場所から処理施設まで直行するものとし、途中の積替え等は認めない。
- 4 乙は、受渡場所内の運転にあたっては徐行運転とし、関係者以外の立ち入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

- 5 乙は、汚泥及び汚泥からの余水の、流出又は飛散防止、汚泥への雨水の侵入、並びに臭気の拡散抑制のため、万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。なお、万一の事故等により、汚泥及び汚泥からの余水の、流出、脱落又は飛散があった場合は、乙が全ての責任を負い処理するものとする。
- 6 甲は、乙が行う収集運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。このとき、乙はこれに従わなければならない。

(数量及び業務履行の確認)

- 第10条 数量の確認は、処理施設のトラックスケール（計量検定済、最小目盛り 10kg）を用いて行うものとし、乙は、その計量結果を電子マニフェストに登録しなければならない。
- 2 乙は、甲から委託されたそれぞれの収集運搬業務を実施した後、直ちに業務報告書（収集運搬毎）を作成し甲に提出しなければならない。ただし、業務報告書（収集運搬毎）は電子マニフェストの収集運搬終了報告で代えることができる。
 - 3 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務を実施した後、業務の成果に関する報告書として業務完了報告書（実施月毎）を速やかに甲に提出しなければならない。
 - 4 業務の履行確認は、前項の業務完了報告書等及び電子マニフェスト（収集運搬終了報告）に基づき行うものとする。

(履行場所の現場確認等)

- 第11条 乙は、業務を開始するまでに、履行場所の現場注意事項、搬出手順等の確認のための事務内容について、事前に甲と協議を行うものとする。

(調査等)

- 第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況について随時調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(その他)

- 第13条 本業務に必要な用具は、乙が準備するものとする。
- 2 乙は、本業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。
 - 3 乙は、収集運搬にあたり、その経路にあたる自治体等から事前協議や協定等に基づく安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。
 - 4 乙は、収集運搬にあたり、概ね6カ月間で15日以上従事する者については、水道法第21条に基づいた健康診断（保菌検査）を行い、検査成績書を作業開始前までに提出すること。その検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ属菌、腸管出血

性大腸菌0-157とする。また、健康診断の検査結果の有効期間は概ね6カ月とし、6カ月ごとに該当する従事者の検査結果を提出すること。

- 5 本業務は水道施設における作業であることから、乙は、従事者に対し衛生教育を徹底することとし、業務に際しては名札等身分を証明できるものを必ず着用すること。
- 6 乙は、業務の実施過程で重大な支障を発見した場合、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに甲に報告し速やかに対応すること。
- 7 乙は、業務においてその他必要な事項が生じた場合には、甲と協議の上決定すること。

委託契約書

排出事業者の新潟市水道局（以下「甲」という。）と、処分業者の
（以下「乙」という。）は、甲の事業場である阿賀野川浄水場ほか1か所（以下「事業場」という。）から排出される浄水発生汚泥（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- | | | |
|---------|--|-------------|
| 1 業務名 | 浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）《単価契約》 | |
| 2 業務内容 | 別紙「浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2）仕様書（処分）」（以下「仕様書」という。）のとおり | |
| 3 履行場所 | 別紙のとおり | |
| 4 履行期間 | 契約の日から | 令和5年3月31日まで |
| 5 契約単価 | 別紙とおり | |
| | ほか消費税及び地方消費税の額 | 別紙のとおり |
| 6 契約保証金 | | |
| 7 契約条項 | 別紙のとおり | |
| 8 その他 | なし | |

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 月 日

甲 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局
新潟市水道事業管理者
水道局長 佐藤 隆司 ㊞

乙

別紙

1 甲の事業場の所在地は、以下のとおりである。

(1)	新潟市水道局 阿賀野川浄水場	新潟市江南区横越上町1丁目1番1号
(2)	新潟市水道局 満願寺浄水場	新潟市秋葉区満願寺474番地

2 甲から乙に委託された処分にかかる産業廃棄物の種類、数量及び契約単価等は、以下のとおりとする。

種 類	汚泥（産業廃棄物）
該 当 事 業 場	新潟市水道局指定場所
数 量（予 定）	総量 約 1, 5 0 0 t
単 価	円/ t（税抜） （ほか消費税及び地方消費税の額 金 円/t）

業務委託契約条項（処分）

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令並びに新潟市の条例及び新潟市水道局の管理規程等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約単価に予定数量を乗じた額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「執行予定額」という。）の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第33条第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
 - 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先にこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(委託内容)

第6条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

2 処分にかかる許可証

氏名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

3 甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分は、以下のとおりである。

最終処分先の番号		
最終処分先の名称		
所在地		
処分の方法		
施設の処理能力		

5 乙は、処理施設において、廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ確実に処分できる範囲で行う。

(情報等の提供)

第6条の2 甲は、廃棄物の適正な収集運搬のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (3) その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、本契約の委託期間中、適正な業務実施及び事故防止並びに委託費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務実施に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、廃棄物の発生工程又は保管状況等の変更による性状等の変更の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。
 - 3 甲は、委託する廃棄物の性状が書面の情報のおりであることを確認し、乙に引き渡す。
 - 4 甲は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の収集運搬を一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
 - 5 甲は、次の廃棄物について、本業務の委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類	汚泥
提示する期間または回数	1回／年

- 6 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

（業務の責任）

- 第7条 甲は、乙の事業場の乙指定の場所において、運搬業者が廃棄物を搬入する車両から廃棄物を荷下ろし、この時点で乙に引き渡すものとする。
- 2 乙は、甲から委託され引き渡しされた廃棄物を、処分業務の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

（受入量の制限等）

- 第8条 乙は、甲から委託された廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、甲の了解を得て、廃棄物の受入及び本業務を一時停止することができる。その場合、ただちに甲に該当事由の内容及び甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で適切な措置を講ずるものとする。

（履行の監督）

- 第9条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（一般的損害）

- 第10条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

- 第11条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、

解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第12条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第17条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、検査に合格したときは書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受領した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第15条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第16条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき執行予定額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を執行予定額から控除した額を執行予定額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に執行予定額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

- 第17条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。
- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

- 第18条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約単価、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨を乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他の行為による解除等)

第21条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）

- 第22条 乙は、甲が第19条第1項若しくは第2項又は第21条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、執行予定額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）

- 第23条 乙は、この契約に関して第21条第1項のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、執行予定額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- (1) 第21条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 第21条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

- 第24条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。
- 2 甲は、前項の規定による申出があつたときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

（危険負担）

- 第25条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。
- 2 第13条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第14条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

（費用の負担）

第26条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第27条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げること
をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違
法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告すると
ともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認
めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上
決定するものとする。

浄水発生汚泥収集運搬・処分業務（その2） 仕様書（処分）

（目的）

第1条 本仕様書は、新潟市水道局（以下、「甲」という。）が発注する浄水発生汚泥収集運搬・処分業務のうち処分業務（以下、「業務」という。）に適用するものであり、甲及び受託者（以下、「乙」という。）が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及び関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第2条 乙は、甲が第3条第1項に掲げる各浄水場等において保管する産業廃棄物（浄水発生汚泥〔天日乾燥汚泥〕。以下、「汚泥」という。）を、乙の産業廃棄物処理施設（以下、「処理施設」という。）において適正に処分する。

2 乙が実施する処分業務の内容は、最終処分業許可に基づく最終処分業務又は中間処理業許可に基づく中間処理業務のいずれか一つを選択するものとし、2つの処分方法の併用は認めない。

3 乙は、第1項の実施にあたり必要とされる協議、事務手続等を実施しなければならない。

4 乙は、事務手続等の一環として、電子マニフェスト（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営）の登録等について、適切に管理し実施するものとする。

（履行場所）

第3条 履行場所は、以下の各号に掲げる甲の施設構内及び乙の処理施設とする。

(1) 阿賀野川浄水場 新潟市江南区横越上町1丁目1番1号

(2) 満願寺浄水場 新潟市秋葉区満願寺474番地

2 乙は、監督官庁等の許可を得た処理施設を保有しているものとする。

（履行期間）

第4条 履行期間は、契約の日から令和5年3月31日までとする。

（汚泥の性状及び予定量等）

第5条 甲が受け渡す汚泥の性状及び予定量は次に示すとおりとする。

(1) 産業廃棄物の種類 : 汚泥

(2) 含水率 : 概ね60%

(3) 放射性物質濃度 : 100Bq/kg以下とする（証明書添付）

(4) 荷姿 : 阿賀野川浄水場 1m³フレコンバッグ
満願寺浄水場 バラ

(5) 委託期間の処分予定数量 : 阿賀野川浄水場 900トン

満願寺浄水場 600トン

- 2 処分予定数量は、委託期間内において発生する予定量であり、委託期間当初から保管されているものではない。また浄水場の稼働状況の他、河川流況又は気象条件等により増減することがあり、数量を保証するものではない。

(数量及び業務履行の確認)

第6条 数量の確認は、乙の処理施設のトラックスケール(計量検定済、最小目盛り10kg)を用いて行うものとし、乙は、その計量結果を電子マニフェストに登録し、処分業者として数量を確定しなければならない。

- 2 乙は、甲から委託された汚泥の搬入毎に処分を実施した後、直ちに業務報告書(搬入毎)を作成し甲に提出する。ただし、業務報告書(搬入毎)は電子マニフェストの処分終了報告又は最終処分終了報告で代えることができる。
- 3 乙は、甲から委託された汚泥の処分業務を実施した後、業務の成果に関する報告書として業務完了報告書(実施月毎)を速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 業務の履行確認は、前項の業務完了報告書等及び電子マニフェスト(処分終了報告・最終処分報告)に基づき行うものとする。
- 5 乙が処分業務にあたり中間処理を選択した場合は、汚泥の全量が最終処分(最終処分業許可に基づく最終処分をいう。)されたことを明らかにするため、搬出から中間処理を経て最終処分に至る過程について、1次マニフェスト及び2次マニフェストを対照させた業務完了報告書を作成しなければならない。ただし、中間処理により汚泥の全量が有効に再利用され、他の処分場において最終処分することがない場合(2次マニフェストの発行がない場合)は不要とする。

(調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況及び最終処分状況について随時調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(その他)

第8条 本業務に必要な用具は、乙が準備するものとする。

- 2 乙は、本業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時所有資格者を従事させなければならない。
- 3 乙は、汚泥を受け入れるにあたり、乙の処分施設の立地自治体等から事前協議や協定等に基づく安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。
- 4 本業務は水道施設における作業であることから、乙は、従事者に対し衛生教育を徹底することとし、業務に際しては名札等身分を証明できるものを必ず着用すること。

- 5 乙は、業務の実施過程で重大な支障を発見した場合、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに甲に報告し速やかに対応すること。
- 6 乙は、業務においてその他必要な事項が生じた場合には、甲と協議の上決定すること。